

「【注記・附属明細書等】附属明細書の取扱い」に係る検討

59. 貸借対照表の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
【基準モデル】 79.地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細表とする。 90.地方公共団体単体財務書類の附属明細表（様式第5号）において、普通会計及び公営事業会計の内部におけるそれぞれの会計区分を一覧併記するとともに、それらの総計（単純合算）及び純計（合算の上、内部取引を相殺消去したもの）を記載する。 【改訂モデル】 296.財務書類の体系は貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の4表とし、採用された主な会計方針や各科目に関連する注記、主要項目の内訳や増減を示す附属明細書を添付することとする。普通会計の財務書類様式は別添のとおりである。 318.また、普通会計の将来的な財政負担についても、資産債務の管理に重要であることから、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書—普通会計の将来的な財政負担—（平成16年3月）」に基づき、その要約情報を注記するとともに、詳細情報を附属明細書に掲載することが必要と考える。	【基準モデル】 41.財務書類の様式は基準モデルの定めるところによる。なお、附属明細表の種類については、《別表A1 附属明細表の種類》にて一覧表として整理した。 115.資産債務整理簿、固定資産台帳、建設仮勘定台帳、仕訳帳作成の過程で整理した資産負債等の明細を基礎として、この段階における附属明細表及び注記を作成する。これらは、単体財務書類の附属明細表の一部を構成することとなる。 125.作成済の普通会計の附属明細表及び注記をベースとして、単体附属明細表及び連結附属明細表を作成する。 【改訂モデル】 235.財務書類4表の整備を先行することが重要であるが、資産債務管理の観点からは、別表で示している附属明細書についても合わせて作成・開示を行うことが望ましい。 305.地方債のうち、特定の条件に合致した場合に支払金利が上昇するなど、特定の契約条項が付されたものについては、附属明細書（地方債明細表）にその概要を記載するものとする。 349. 債務負担行為の相手先別内訳を附属明細書（債務負担行為明細表）に記載するものとする。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける貸借対照表に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

(1) 資産項目の明細

- ① 税等未収金の明細
- ② 未収金の明細
- ③ 貸付金の明細
- ④ その他の債権の種類
- ⑤ 有価証券の明細
 - 満期保有目的有価証券の増減の明細
 - 満期保有目的以外の有価証券の増減の明細
 - 市場価格のある有価証券の時価等の明細
 - 市場価格のない有価証券(株式等)の純資産額等の明細
- ⑥ 出資金の明細
 - 出資金の増減の明細
 - 市場価格のある出資金の時価等の明細
 - 市場価格のない出資金の純資産額等の明細
- ⑦ 基金・積立金の明細
 - 基金・積立金の増減の明細
 - 基金・積立金の構成資産別の評価明細
- ⑧ その他の投資の明細
- ⑨ 固定資産の明細
 - 事業用資産
 - インフラ資産
- ⑩ 棚卸資産の明細
- ⑪ 繰延資産の明細

(2) 負債項目の明細

- ① 未払金及び未払費用の明細
 - 未払金の明細
 - 未払費用の明細
- ② 前受金及び前受収益の明細
 - 前受金の明細
 - 前受収益の明細
- ③ 預り金の明細
- ④ 公債及び借入金の明細
 - 公債の明細
 - 借入金の明細
- ⑤ 引当金の明細
- ⑥ 責任準備金の明細

- ・総務省方式改訂モデルにおける附属明細書の種類は、次のとおりとされている。また、債務負担行為明細表、地方債等明細表、退職手当等引当金明細表などいくつかの様式は、単なる内訳明細にとどまらず、地方公共団体における現下の課題に対応したリスク情報等の開示の観点での工夫がなされている。

- 2-1. 有形固定資産明細表
- 2-2. 主な施設の状況
- 2-3. 売却可能資産の状況
- 2-4. 投資及び出資金明細表
- 2-5. 貸付金明細表
- 2-6. 基金等明細表
- 2-7. 長期延滞債権明細表
- 2-8. 未収金明細表
- 2-9. 債務負担行為明細表
- 2-10. 普通会計の将来負担の状況【政省令が公表され次第対応】
⇒ 会計別内訳など注記情報を補足し、どの会計や法人が将来負担に影響しているのかの判断資料を提供する。
- 2-11. 固定資産の段階的整備の状況(実施年度のみ)
- 2-12. 合併団体の状況(合併年度のみ)

- 5-7. 地方債等明細表
- 5-8. 退職手当引当金の状況

- ・東京都モデルにおいては、「一般会計有形固定資産及び無形固定資産附属明細書」を作成することとされている。
- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、貸借対照表に関連するものは、1～6、9、13である。

- (1) 固定資産附属明細表
- (2) 基金附属明細表
- (3) 法人等出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 地方債明細表
- (7) 純資産変動分析表
- (8) 地方税内訳附属明細表
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表
- (13) 売却予定固定資産明細表

・地方独立行政法人においては、次に掲げる附属明細書を作成することとされている。

- (1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第 85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第 88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細
- (2) たな卸資産の明細
- (3) 有価証券の明細
- (4) 長期貸付金の明細
- (5) 長期借入金の明細
- (6) 引当金の明細
- (7) 資産除去債務の明細
- (8) 保証債務の明細
- (9) 資本金及び資本剰余金の明細
- (10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
- (11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細
- (12) 地方公共団体等からの財源措置の明細
- (13) 役員及び職員の給与の明細
- (14) 開示すべきセグメント情報
- (15) 業務費及び一般管理費の明細（公立大学法人に限る。）
- (16) 寄附金の明細（公立大学法人に限る。）
- (17) 受託研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (18) 共同研究の明細（公立大学法人に限る。）
- (19) 受託事業等の明細（公立大学法人に限る。）
- (20) 科学研究費補助金等の明細（公立大学法人に限る。）
- (21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

・財務諸表等規則においては、次に掲げる附属明細表を作成することとされている。

- (1) 有価証券明細表
- (2) 有形固定資産等明細表
- (3) 社債明細表
- (4) 借入金等明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 資産除去債務明細表

また、有価証券報告書において、「主な資産及び負債の内容」を記載することとされている。その内容は、一般的な製造販売業を念頭に、現金及び預金、受取手形及び売掛金、棚卸資産、支払手形及び買掛金、それ以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の 100 分の 5 を超える科目とされている。

○論点整理の考え方

- ・基準モデルでは「附属明細表」、総務省方式改訂モデルでは会社法に準じて「附属明細書」とされているが、名称はどうするか。
- ・附属明細書においては、貸借対照表の勘定科目ごとの内訳表を作成することが想定されるが、開示の有用性や実務負担等を考慮すれば、民間事業会社における財務諸表等規則における附属明細表や有価証券報告書における主な資産及び負債の内容に係る開示の考え方を採用し、それに地方公共団体の特質を踏まえた各モデルにおいて定められている開示項目等をベースに検討すればよいのではないか。

○基準の方向性

- ・名称は「附属明細書」とする。
- ・有形固定資産（行政目的別を含む）、投資及び出資金、基金、貸付金、未収金及び長期延滞債権、地方債及び借入金、引当金、それ以外の資産及び負債のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目について作成する。(P)（勘定科目体系に変動が生じた場合、それに合わせる）

○留意点

- ・売却可能資産や債務負担行為など、注記で対応する事項と附属明細書で対応する事項との整理が必要ではないか。

60. 行政コスト計算書の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける行政コスト計算書に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

- (1) 貸倒引当金繰入の明細
- (2) 移転支出の明細
 - ① 他会計への移転支出
 - ② 補助金等移転支出
 - ③ 社会保障関係費等移転支出
 - ④ その他の移転支出

- ・総務省方式改訂モデルにおける行政コスト計算書は、性質別と目的別のマトリックス様式となっており、それぞれの観点からの分析等が可能となっている。

行政コスト計算書
自 平成〇〇年4月1日
至 平成〇〇年3月31日

【経常行政コスト】		(単位：千円)													
	総 額	(構成比率)	生活インフラ・国土保安	教 育	福 祉	環境衛生	産業振興	消 防	総 務	国 会	支 払 利 息	回収不能見込計上額	その他行政コスト		
(1) 人件費	0	#DIV/0!													
(2) 退職手当引当金繰入等	0	#DIV/0!													
1 (3) 貸倒引当金繰入額	0	#DIV/0!													
小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 物件費	0	#DIV/0!													
(2) 維持修繕費	0	#DIV/0!													
(3) 減価償却費	0	#DIV/0!													
2 小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 社会保障給付	0	#DIV/0!													
(2) 補助金等	0	#DIV/0!													
3 (3) 他会計等への支出額	0	#DIV/0!													
(4) 他団体への公共料等補助金等	0	#DIV/0!													
小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 支払利息	0	#DIV/0!													
(2) 回収不能見込計上額	0	#DIV/0!													
4 (3) その他行政コスト	0	#DIV/0!													
小 計	0	#DIV/0!	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経 常 行 政 コ ス ト a	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(構 成 比 率)			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
【経常収益】															
1 使 用 料 ・ 手 数 料 b	0														
2 分 担 金 ・ 賃 借 金 ・ 寄 附 金 c	0														
経 常 収 益 合 計 (b + c) d	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
d/e	#DIV/0!		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(差引) 純経常行政コスト e-d	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、行政コスト計算書に関連するものは、10、12である。

- (1) 固定資産附属明細表
- (2) 基金附属明細表
- (3) 法人等出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 地方債明細表
- (7) 純資産変動分析表
- (8) 地方税内訳附属明細表
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の行政サービス活動収支差額との調整表
- (13) 売却予定固定資産明細表

○論点整理の考え方

- ・基準モデルにおける各移転支出の内訳明細のような詳細レベルの開示は、開示の有用性等も踏まえ、どの程度まで行う必要があるか。
- ・行政コスト計算書の本表の開示は性質別で行うこととされているが、総務省方式改訂モデルにおける行政目的別情報の活用には有用性があるとされていること、通常の予算決算の市民向け広報等においても性質別に加えて行政目的別の説明がなされていること等を踏まえ、現行の総務省方式改訂モデルにおける行政コスト計算書に準じた行政目的別情報の開示を行うこととしてはどうか。

○基準の方向性

- ・行政目的別情報を作成する。

○留意点

- ・「【行政コスト計算書】44.配列」（目的別は附属明細等で表示することを妨げない）と整合性を図る必要がある。

6 1. 純資産変動計算書の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける純資産変動計算書に係る附属明細表の種類は、次のとおりとされている。

- | |
|-----------------|
| (1) 財源の調達の明細 |
| (2) 評価・換算差額等の明細 |

- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、純資産変動計算書に関連するものは、7、8、10である。

- | |
|---|
| (1) 固定資産附属明細表 |
| (2) 基金附属明細表 |
| (3) 法人等出資金明細表 |
| (4) 貸付金明細表 |
| (5) 引当金明細表 |
| (6) 地方債明細表 |
| (7) 純資産変動分析表 |
| (8) 地方税内訳附属明細表 |
| (9) 資産及び負債行政目的別一覧表 |
| (10) 収入及び費用行政目的別一覧表 |
| (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表 |
| (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の
行政サービス活動収支差額との調整表 |
| (13) 売却予定固定資産明細表 |

○論点整理の考え方

- ・現行の取扱いを踏まえ、財源の明細は作成する。ただし、評価・換算差額の明細については、貸借対照表における投資及び出資金等の附属明細書で代替可能と考えられるため、作成不要ではないか。

○基準の方向性

- ・財源の明細を作成する。

○留意点

- ・純資産の変動内容について、本表の様式が簡素化等された場合には、附属明細書で対応することを検討する。

62. 資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書）の内訳に関する明細

○「中間とりまとめ」における記述

- ・特になし。

○「制度研究会報告書」及び「実務研究会報告書」における記述

制度研究会報告書	実務研究会報告書
・特になし。	・特になし。

○課題・論点

- ・基準モデルにおける資金収支計算書に係る附属明細表の種類は、資金の明細とされている。
- ・大阪府モデルにおいては、次に掲げる附属明細表を作成することとされており、キャッシュ・フロー計算書に関連するものは、11、12である。

- (1) 固定資産附属明細表
- (2) 基金附属明細表
- (3) 法人等出資金明細表
- (4) 貸付金明細表
- (5) 引当金明細表
- (6) 地方債明細表
- (7) 純資産変動分析表
- (8) 地方税内訳附属明細表
- (9) 資産及び負債行政目的別一覧表
- (10) 収入及び費用行政目的別一覧表
- (11) 出納整理期間中の取引を除く要約財務諸表
- (12) 行政コスト計算書の当期収支差額とキャッシュ・フロー計算書の
行政サービス活動収支差額との調整表
- (13) 売却予定固定資産明細表

○論点整理の考え方

- ・地方公共団体における作成に要する事務負担と開示の有用性等を踏まえ、行政コスト計算書及び純資産変動計算書と資金収支計算書との相違に係る情報、出納整理期間を除いた財務書類の情報を開示するか。

○基準の方向性

- ・ 資金の明細を作成する。

○留意点

- ・ 注記で対応する事項と附属明細書で対応する事項との整理が必要ではないか。